

適正取引講習会

入場
無料

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。

元請け側も下請け側も必聴の講習会です！！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律です。製造業、建設業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの会社は大丈夫??

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

消費税転嫁対策特別措置法とは…

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたき、報復行為により**消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することなどを禁止する法律**です。「消費税転嫁対策特別措置法」は事業者の皆さまの大切な利益をしっかりと守ります！今からでも遅くない消費税転嫁対策のポイントを教えます！

わかりやすく
解説します。



2019年 11月18日 (月)

【講座①】 **下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】 (13:00 - 14:30)**

【講座②】 **消費税転嫁対策特別措置法 (14:40 - 16:10)**

- 会場 / 古川商工会議所 会議室
- 時間 / 13:00~16:10 (開場 : 12:30)
- 講師 遠藤 啓之弁護士
- 主催 : 中小企業庁 (適正取引講習会事務局)
<http://www.tekitori.org>
- 共催 : 古川商工会議所、時事通信社

F A X 022-221-4003 宛

●申込方法

受講ご希望の方は、下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、①FAX、②古川商工会議所への郵送、③古川商工会議所までお持ちいただく、④中小企業庁のHPから、いずれかの方法でお申込ください。

適正取引講習会受講申込書

2019年 11月18日(月)

下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】

13:00~14:30

消費税転嫁対策特別措置法

14:40~16:10

会社名	ふりがな
受講者	ふりがな
部署・役職	
住所	〒 -
電話番号	() -
FAX	() -
E-mail	@

～ありがとうございました～

※受講者は入れ替わりも可能です。

※駐車場には限りがございます。満車の際は、付近の有料駐車場をご使用ください。

その際の駐車料金は各自ご負担願います。

■会場

古川商工会議所 会議室

〒989-6166 宮城県大崎市古川東町5-46

■本件のお問合せ先

時事通信社 仙台支社

〒980-0822 宮城県仙台市青葉区立町27-21(仙台橋本ビル7F)

TEL022-223-2900



古川商工会議所

The Furukawa Chamber of Commerce and Industry

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。